



宮崎市告示第43号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の納期限等を次のとおり延長する。

令和6年1月18日

宮崎市長 清山 知憲



宮崎市税条例（昭和30年条例第23号）第19条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は宮崎市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域
富山県 石川県

掲載終了期間：令和6年2月1日